

SEKと団体交渉開催！！

年間休日120日は労働契約だ！！

新幹線地本は、11月30日に新幹線エンジニアリング(株)「SEK」と年間休日についての団体交渉を開催しました。

年間休日削減される！

SEKには、これまで多くの組合員が出向しており、現在もJR東海労働組合員が出向しています。

「のSEKへ出向している組合員の内で第二修繕(仕業検査の担当)に所属する組合員は基準労働時間が1勤務で30分少ないから「特休」を調整するとされて、年間7〜8日間も休日削減されています。

出向時の就労条件では

年間休日120日！

SEKに出向している組合員の出向時の就労条件には「年間休日120日」と明記されています。そして、「労働時間によって調整することがある」などは、どこにも記載されていないし、口頭によ

る説明も受けていません。さらに出向先であるSEKでも年間休日の件は何の説明もされていません。つまり、本人に何の説明もないまま、労働条件の要件の一つである休日を勝手に減らしていたのです。



就業規則にある？

問題の年間休日について、SEKは、就業規則に謳ってあるから問題ないとし、1勤務で基準労働時間に30分足りないから、15勤務で累計が7時間30分になる。この時点で特休を調整(1日削減)するとの回答でした。

SEK第二修繕は

一ヶ月変形労働制！

SEK第二修繕の勤務形態は、夜勤で1勤務14時間30分です。

労働基準法では、労働時間は「1日8時間、1週40時間」とされ、これを超えれば時間外労働(残業)となります。

しかし、一ヶ月単位の変形労働時間制では、一ヶ月トータルで労働時間の調整ができていけば時間外労働にはならないのです。

当然、SEKも残業代を回避するため変形労働制を採っています。

一ヶ月変形労働制の労働時間は月ごとの計算！

一ヶ月変形労働制は、名前の通り、一ヶ月毎で労働時間をカウントする仕組みです。

前の月に週40時間労働より少なかったから、次に月に加算するなどという事はできません。

従って、SEKの労働時間も月ごとの清算をしなければなりません。

そうなると、特休の削減など発生しないのです。

なぜなら、15勤務で特休を1つ削減するのですから、二暦日にわたる夜勤勤務で一ヶ月に15勤務などできないのだからです。

この事を組合側が指摘し、追及するとSEK側はシドロモドロになり要領を得る回答ができなくなっていました。

最後には、労働基準法を無視し、「見解の相違です」としか回答できなくなっていました。